

合理的配慮の誤解を解く鍵は「社会モデル」にある

バリアフリー教育開発研究センター 特任助教
飯野 由里子

1. 障害の「社会モデル」は世界の常識

合理的配慮を提供する時、絶対におさえておかなければならない考え方のひとつに障害の「社会モデル」があります。この小文では、「社会モデル」と切り離しがたい関係にある「バリア」という現象を入り口にしながら、「社会モデル」の要点と、それが登場してきた背景について簡単に説明します（第1節）。その上で、「社会モデル」の視点から見えてくる学校の中のさまざまな偏りについて（第2節）、さらに合理的配慮の提供にあたってとりわけ注意しなければならない点について（第3節、第4節）を解説します。

まず始めに、バリアフリーという言葉の意味から確認していきましょう。バリアフリーと聞くと真っ先に、障害者や高齢者などが自由に移動できるようになるために、段差をなくしたり、エレベーターを設置したりすることを思い浮かべるのではないでしょうか。車イスユーザーなどの移動を妨げている段差が「バリア」で、スロープなどを設置してこの段差をなくしていくことが「バリアフリー」だと理解していると思います。一般的にバリアフリーとは、バリア（社会に参加することをさまたげているもの）を取り除くことを意味しますので、この理解も間違っていないと思います。

しかしバリアという現象には、段差のような物理的なバリア以外のものも含まれます。たとえば「特定の人の入学を認めない」といった制度的なバリア、「特定の人たちに伝わりにくい情報の提示の仕方をする」といった文化・情報面のバリア、「特定の人たちに否定的なレッテルを貼る」意識上のバリアなどです。このように、バリアにも様々な種類のものがあることをふまえると、バリアに直面するのは障害者や高齢者だけではないということがわかります。むしろ、バリアとは社会や組織の環境や制度、ルールや慣行が設計・設定されるときに考慮に入れられていない人びとが直面させられてしまう不利や困難のことなのです。

さて、このバリアという現象に着目してきた学問領域として最もよく知られているのがディスアビリティ・スタディーズ（障害学）です。そして、ディスアビリティ・スタディーズの基礎に据えられているのが「障害は社会的につくられるものだ」という

考え方—障害の「社会モデル」—です。私たちの多くは、学校教育やメディアを通して「障害は、その人の心身機能の問題だ」と理解してきたと思います。このため、「障害は社会的につくられる」という考え方をすんなり受け入れることは難しいでしょう。そこで、大学の授業等では、次のような問いから始めたりします。

ある会議に、英語の話せない日本語ネイティブの Aさんと、日本語の話せない英語ネイティブの Bさんがいるとしましょう。この二人のうち、どちらが「言葉の壁（バリア）」を経験すると思いますか？

この問いに対し、多くの人には「この二人がどのような場に置かれているのかによって、答えは違ってくる」ということに気づくでしょう。もしこの会議が、日本語でのやり取りを中心に進められる場だったなら、日本語の話せない Bさんがバリアを経験することになります。しかし逆に、英語中心のやり取りが行われる場だったなら、英語の話せない Aさんがバリアを経験することになります。そして、日英の通訳が入った場だったなら、Aさんも Bさんも大きなバリアを経験しなくてすむ可能性が高くなります。

ここからもわかるように、バリアを経験するかどうかは、その人の特徴、特性、能力（この場合、どの言語を話せるか）によってというよりは、その人がどのような場に置かれているのかによって決まります。この意味で、バリアは絶対的なものではありません。特定の差異をもっているからというだけで、いつでもどこでも同じバリアに直面するわけではないのです。むしろ、バリアとは相対的なものです。つまり、その人がバリアを経験するかどうかは、その人の周りの環境がどうなっているのかによって変わります。

このように、障害のあるなしを相対的なものとして捉える見方のことを、障害の「社会モデル」といいます。私たちは、障害者が不利や困難を経験している時、その原因はその人の心身機能や特性にあるとつい考えがちです。たとえば、障害者が一人で移動することが難しい、学校で勉強したり会社で働いたりすることが難しいのは、その人が立って歩けなかったり、頭がうまく働かなかったり、耳が聞こえなかったり、目が見えなかったりするからだと考えます。ディスアビリティ・スタディーズは、こうした考え方を障害の「個人モデル」と呼んで批判の対象にし、これに代わる考え方として障害の「社会モデル」を提唱しました。これにより、障害者の不利や困難の原因は、障害のある人の存在を考慮に入れず設計・設定されてきた社会の環境や制度、ルールや慣行の側に見出すことができるようになったのです。

「社会モデル」の考え方は国際的にも広まり、現在では多くの人たちが「よく考えてみると、『社会モデル』の方が、実際に起きている事柄を適切に説明できる」と考え

るようになっていきます。事実、2006年に国連で採択された障害者権利条約★1は「社会モデル」の考え方をふまえた内容になっています。いまや「社会モデル」は世界の常識と言えるでしょう。では、この考え方を、学校現場で、あるいは合理的配慮を提供する時に、どのように使っていけばよいのでしょうか。

2. 学校の中の「あたりまえ」という偏り

学校現場では、合理的配慮提供に対して、次のような懸念の声があると聞きます。

- 合理的配慮をすると、他の子との間に不公平が生じるのではないかな？
- 合理的配慮は「特別扱い」になるのではないかな？
- 合理的配慮をすることが、学習機会を奪ってしまうことになるのではないかな？

端的に言って、これらは合理的配慮を誤解しているために生じている懸念です。なぜ、こうした誤解が生じるのでしょうか。その理由のひとつは、「社会モデル」の考え方をふまえた合理的配慮理解が浸透していないことにあります。

第1節で説明したように、「社会モデル」は、障害者の不利や困難の原因を、障害のある人の存在を考慮に入れず設計・設定されてきた社会の環境や制度、ルールや慣行の側に見出す考え方です。そこでは、私たちの注目を「困っている障害者」にではなく、「障害者を困らせている社会」に向けるという発想の転換が必要になります。すると、社会が「ふつう」とか「標準」とされている人たちに合わせて設計されていること、またその結果、「ふつう」や「標準」から外れている人たちを「困らせる」状態が生じていることが見えてきます。これまで「あたりまえ」だと思っていた社会の方が、実は偏っていたのです。「社会モデル」とは、これまで「あたりまえ」だとみなしていたため見えにくかった偏りを発見するための眼鏡（視点）なのです。

では、「社会モデル」の眼鏡を通して発見された偏りを、どのように是正していけばよいのでしょうか。たとえば、「ふつう」や「標準」だとされているものの幅を広げることで、より多様な人たちを考慮に入れた形で社会を設計し直していく、という方法があります。ですが、この方法をとろうとすると「どこまでの人を含むべきなのか」や「いろいろな人を含むことで新たな問題が生じないか」など、さまざまな議論が必要になるため、どうしても時間がかかってしまいます。だからといってその間「社会を根本的に作り替えるまで待ってください」と言って、障害者を「困らせている」状態をそのままにする、というのにもよくありません。したがって、社会をよりインクルーシブなものに設計し直していく議論と並行して、個々の障害者が具体的な場面で直面しているバリアに目を向け、その原因となっている「あたりまえ」という偏りをで

きる範囲で個別に変更することも大切になります。合理的配慮は、そのための手段です。

さてここで、本節冒頭で紹介した合理的配慮提供に伴う懸念をもう一度検討してみましょう。「合理的配慮をすると、他の子どもとの間に不公平が生じるのでは？」という懸念は、いまのあり方・やり方を「公平」とみなしているからこそ出てくるのではないのでしょうか。ですが、「社会モデル」の眼鏡をかけて見てみると、実はいまのあり方・やり方のままだと偏りが生じている、ということがわかります。したがって、すでに生じてしまっている偏りを合理的配慮によって是正することは、むしろ正しいことだと言えます。同様に、「社会モデル」の眼鏡をかけると、合理的配慮を提供することが「特別扱い」になったり学習機会を奪ったりするのではなく、いまのあり方・やり方を続けることが、「ふつう」や「標準」から外れている子どもたちにとって不利に働き、学習機会をすでに奪っている可能性があるという現実が見えてくるはずです。

では、学校現場には、どのような「あたりまえ」という偏りが存在しているのでしょうか。学校教員を対象に実施した「社会モデル」のワークショップで、学校のテストでいつも時間内に解答し終えることができない子どもがいると仮定し、そうした状況を生じさせている可能性がある学校の「あたりまえ」という偏りを発見してもらいました。すると、先生たちからさまざまな意見が出されました。以下、その中のいくつかを紹介します。

- 手書きで紙の用紙に解答することになっているという「あたりまえ」
- 問題用紙・解答用紙の大きさやフォントのサイズが決まっているという「あたりまえ」
- 解答時間が一律に決められているという「あたりまえ」
- 問題の量・内容はみんな一緒という「あたりまえ」
- まわりがうるさくても集中してテストに取り組めるはずだという「あたりまえ」
- 間違ふことは悪いことという「あたりまえ」

これらの「あたりまえ」が偏りとして発見されていないことで、どのような子どもが学校の中で不利な状態に置かれ、しんどい思いをしているのでしょうか。「社会モデル」が学校現場に投げかけているのはこうした問いです。その上で、そうした偏りによって具体的に困らせられている子どもが目の前にいて、しかも学校側にできることがあるのであれば、その範囲でその都度、偏りをなくしていく工夫をしてください。合理的配慮を定めた障害者差別解消法★2（以下、差別解消法）は、学校に対し、そのように要請しているのです。

3. 「社会モデル」にもとづく合理的配慮理解

ここまで解説してきたように、「社会モデル」とは、特定の人たちが経験する困難の原因を、その人たちの側（たとえば、個々の能力や特性、性格傾向等）にではなく、「ふつう」や「標準」とされている人たちに合わせて設計されている社会の側に見出す考え方のことです。それはわたしたちが「あたりまえ」のこととして受け止めてきた環境や制度、ルールや慣習の中に、特定の人たちに対し不利に働いている偏りを見出す視点と言えます。では、「社会モデル」の考え方と合理的配慮は、どのように関係しているのでしょうか。

第2節で解説したように、わたしたちの多くが「あたりまえ」だと思って暮らしているいまの社会は、障害のない人たちにとっては都合がよく、ある程度便利で快適だけれど、障害のある人にとってはそうではないといった形で、偏りが存在しています。これに対し「障害のない人の数の方が多いのだから仕方がない」と考える人もいるでしょう。確かに、社会がより多くの人にとって便利に設計されていることは大切です。しかし、「数が少ないから」という理由だけでさまざまな不利益を受けなければならないというのも理不尽なことではないでしょうか。

このため、わたしたちの社会は、多数派の都合だけでなく少数派の存在も尊重するための様々な取り組みを進めています。2016年4月に施行された障害者差別解消法（以下、差別解消法）はそのひとつです。この法律は、障害者が行政機関や事業者の提供しているサービスを受ける場面で生じる差別の解消を目的に制定されたもので、ここで言う「差別」には「不当な差別的取扱いをすること」と「合理的配慮をしないこと」の二つが含まれます。

前者は、正当な理由がないにもかかわらず、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。たとえば、障害を理由にタクシーやバスへの乗車を拒否したり、レストランで食事をする際に介助者の同行を必須の条件としたりするといった事例があげられます。これらは、わたしたちの多くが「差別」と聞いたときに、頭に思い浮かべることができるような差別でしょう。

これに対し、後者の「合理的配慮をしないこと」は、障害者から何らかの配慮（社会的障壁を除去するために必要な変更・調整）を求める意思の表明があり、かつ負担になり過ぎない範囲でそれを提供することができるにもかかわらず、何もしないこと（あるいは、十分に応えようとしないこと）を意味します。これは、これまでの日本の法制度の中では「差別」として捉えられてこなかった類のものなので、難しく感じる人も多いようです。

たとえば、「道徳的・倫理的に、障害者に配慮を提供した方がよいのはわかる。でも、

配慮をしなければ『差別』とするのは行き過ぎではないか」という意見を耳にすることがあります。おそらくこのように感じる人は、障害者への配慮は、あくまでも個人の思いやりや善意、良心からなされるものだと考えているのでしょう。その上で、差別解消法がそうした気持ちをもつことを義務として課していると誤解し、抵抗を感じるのではないかと思います。

しかし、合理的配慮を「社会モデル」にもとづいて理解すると、差別解消法が求めているのが思いやりや善意、良心ではないということは一目瞭然です。「社会モデル」の眼鏡をかけると、これまで「あたりまえ」だと思っていた社会が実は偏っていた（不公平だった）のだと気づくことになります。差別解消法は、気づいてしまった偏りに、学校を含む事業者がどう対処するのが正しいのかを示した法律です。偏りに気づいているのにそれを放置して、障害者を不利な状況に置き続けることは正しいことではなく、もし偏りの是正に向けてやれることがあるのであればそれくらいはやるべき、と法律は述べています。この考えを具体化したのが、合理的配慮の提供義務です。

とはいえ、合理的配慮はあくまでも「大きな負担が生じない範囲で、できることをする」ものなので、是正できる偏りは非常に限られています。それでも学校現場では、合理的配慮がなかなか提供されず、結果としてさまざまな偏りが放置されてしまっています。その理由を探ると、誰が合理的配慮を受けられるのかをめぐる、新たなバリアが作り出されている様子が見えてきました。

4. 合理的配慮をうまく機能させていくために

前節で述べたように、合理的配慮は、障害者に対する思いやりややさしさ、善意からなされるものではありません。むしろそれは、これまでわたしたちが「あたりまえ」のこととして受け取っていた環境や制度、ルールや慣習の中にある偏りに気づいた時、それに対しどう対処していくべきかに関わる問題です。合理的配慮は「正しさ」に関わる問題だからこそ、法律の中に書き込まれる必要があったのです。本節では、差別解消法の基本方針に目を向け、合理的配慮をうまく機能させていくために何が必要なのかについて見ていきます。

合理的配慮とは、障害者から「社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に」、「負担が過重でない」範囲で、その除去を実施することです（差別解消法第8条2）。基本方針は、その際、障害者・事業者間の「建設的対話による相互理解を通じて（中略）柔軟に対応」することを求めています（基本方針3（1）イ）。つまり、合理的配慮の目的は社会的障壁（社会が偏って作られていることにより生じているさまざまなバリア）の除去にあります。また、柔軟な対応が求められていることからわかるように、障害種別ごとにあらかじめ決められた対応をするだけでは、合理

的配慮として不十分です。社会的障壁は、それが生じる場面や状況に応じて異なりますので、それらを除去するための合理的配慮も「多様かつ個別性の高いもの」（基本方針 3 (1) イ) にならざるをえません。それぞれ異なるさまざまな状況に柔軟に対応していくためには、障害者の意思を尊重した「建設的対話」が重要になります。

以上を一言でまとめると、「合理的配慮の具体的な方法は、障害者と対話をしながら、障害者の意思を尊重した形で柔軟に決めていきましょう（それをしないと違法になる可能性があります）」ということです。しかし、残念ながら学校現場では、柔軟な対応が十分になされていないようです。むしろ、社会的障壁の除去を要望してきた生徒に対し、制度上あるいは医学的な視点から障害者であるかどうかを証明（障害者手帳や医師の診断書を提出）させることにこだわったりします。法律では合理的配慮を受けるために、そうした意味での証明が必要だとは一言も書かれてありません。それにもかかわらず、機能障害のあるなしを厳密に求めることは、建設的対話の開始を遅らせ、偏りを放置することにつながります。むしろ、何らかの配慮を提供してみれば、その子が学習内容に十分にアクセスできないでいる理由が、学校の中の偏りにあるのか、そうでないのかはわかります。対話を開始する前のハードルを高くするのではなく、まずは対話を開始し、トライアル&エラーで対応していく方が法の趣旨に適っています。さらに、「社会モデル」にもとづいて考えるならば、障害の定義を限定的に捉えようとすることで新たに偏りを生じさせていないか、それにより不利な状況に置かれてしまう生徒がいないかについても注意を払うべきでしょう。

その他にも、社会的障壁の除去が必要だと表明してきた生徒に対し、教員が「もう少しがんばれば、もう少し練習すれば、みんなと同じようにできるようになる」と、引き続き努力を求めるといったことも起きがちです。これは「建設的対話」とは言えません。もちろん、教員の側からすれば悪気はなく、特定の配慮を提供すること（たとえば、手の代わりにタブレットを使って書くなど）が、手で文字を書くという学習（訓練）の機会を生徒から奪ってしまい、将来その子が困ってしまうと懸念してのことでしょう。しかし、「社会モデル」にもとづいて考えると、「学習とは何か？」をめぐる、教員の側がもっている暗黙の前提がすでに偏っている可能性があります。たとえば、「手で文字を書くこと」が「タブレットで文字を書くこと」よりも望ましい学習方法だという前提からは、「手で文字を書く」という方法では学習内容に十分にアクセスできない生徒の存在が抜け落ちています。そうした生徒もいるという事実を無視して、自分が考える望ましい方法を押し付けるのではなく、どうすれば学習内容にアクセスしやすくなるか、生徒と一緒に考えていく姿勢が求められます。

それにもかかわらず、学校では「教育的指導」の名のもと、教員が個人的に望ましいと考えるあり方を生徒に身につけさせようとする傾向がまだまだ強く働いています。その傾向は、あいさつの仕方（相手の目を見ることや頭をさげる角度）から教室での

過ごし方（椅子の座り方や姿勢）や漢字のトメ・ハネ・ハライの書き方など、多岐にわたります。そして、それらが時に合理的配慮の提供を邪魔しています。したがって、合理的配慮をうまく機能させていくためには、教員が考える望ましいあり方が、実は多様な生徒の存在をふまえたものになっていない可能性に注意を払う必要があります。「これまでずっとそのように行われてきたから」とか「自分もそのように教えられてきたから」という理由だけで、いまのやり方やあり方を正当化してしまっている自分に気づき、自らの固定観念をほぐしていくことが、合理的配慮を提供するために必要な柔軟さを作り出していくのです。

註

- 1) 障害者権利条約については、長瀬修・東俊裕・川島聡編著『障害者の権利条約と日本—概要と展望』（生活書院、2012年）や松井亮輔・川島聡編『概説 障害者権利条約』（法律文化社、2010年）を参照
- 2) 障害者差別解消法については、川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮—対話を開く、対話が拓く』（有斐閣、2016年）を参照